

原 発 本 第 2 8 2 号

2 0 2 0 年 1 2 月 1 1 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年8月31日付け、原発本第163号をもって変更認可申請（2020年9月25日付け原発本第179号で一部補正）しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「1. 変更の内容」、「2. 変更の理由」及び「3. 施行期日」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

補正の理由

1. 本文「1. 変更の内容」の一部補正

既認可（令和2年11月4日付け原規規発第2011049号）の反映を行う。

2. 本文「2. 変更の理由」の一部補正

（2）記載の適正化に伴う変更の取り下げを行う。

3. 本文「3. 施行期日」の一部補正

（2）の記載を一部変更する。

4. 別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の一部補正

記載の適正化に伴う変更の取り下げ、附則第3項へ既認可（令和2年11月4日付け原規規発第2011049号）の反映及び附則第4項の記載を一部変更する。

本文のうち「1. 変更の内容」、「2. 変更の理由」
及び「3. 施行期日」の一部補正

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第10号、平成21年3月3日付けの平成21・02・20原第27号、平成21年9月15日付けの平成21・08・03原第5号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第7号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第6

号、平成22年11月25日付けの平成22・03・26原第2号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第39号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第10号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第22号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第4号、平成24年9月6日付けの20120717原第30号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212001号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306171号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406092号、平成27年6月10日付けの原規規発第1506108号、平成28年3月24日付けの原規規発第16032420号、平成28年10月26日付けの原規規発第1610268号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702088号、平成29年4月19日付けの原規規発第1704197号、平成29年9月14日付けの原規規発第1709142号、平成30年6月26日付け原規規発第1806267号、平成30年12月17日付け原規規発第1812179号、平成31年2月13日付け原規規発第1902134号及び令和元年7月5日付け原規規発第1907055号、令和元年12月6日付け原規規発第1912061号、令和2年3月18日付け原規規発第2003186号、令和2年9月17日付け原規規発第2009175号及び令和2年11月4日付け原規規発第2011049号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更

3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するとともに、3号炉の核燃料物質取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備を3号炉及び4号炉共用とする。これに伴い、関連する条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第93条（新燃料の貯蔵）

第95条（燃料の取替等）

第96条（使用済燃料の貯蔵）

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(2) 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。

なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック（ブロック）については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。

別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置） （新燃料の貯蔵） 第93条 技術第二課長及び保安第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期燃焼度及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置） （新燃料の貯蔵） 第93条 技術第二課長及び保安第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p style="text-align: center;">図 93 - 1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットB</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットA</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%;">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">□ : 領域 1</td> <td> 全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初裝荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■ : 領域 2</td> <td> ・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初裝荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) として管理する。</p>		貯蔵可能な燃料	□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初裝荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)	■ : 領域 2	・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初裝荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)	<p style="text-align: center;">図 93 - 1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットB</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットA</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%;">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">□ : 領域 1</td> <td> 全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■ : 領域 2</td> <td> ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料として管理する。</p>		貯蔵可能な燃料	□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1	■ : 領域 2	・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更
	貯蔵可能な燃料													
□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初裝荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)													
■ : 領域 2	・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初裝荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)													
	貯蔵可能な燃料													
□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1													
■ : 領域 2	・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の取替等) 第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 係修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(6) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプのウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>(燃料の取替等) 第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 係修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>・ 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表 96-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1 か月に 1 回以上、巡視点検等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないことを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93-1 に示す臨界が防止できるとをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することとで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">表 96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第 2 編第 27 条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表 96-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1 か月に 1 回以上、巡視点検等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないことを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93-1 に示す臨界が防止できるとをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき収納することとで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">表 96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第 2 編第 27 条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	4号炉																					
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表 96-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1 か月に 1 回以上、巡視点検等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないことを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93-1 に示す臨界が防止できるとをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき収納することとで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">表 96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第 2 編第 27 条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>											
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年11月5日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4以外—）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4以外—）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック（ブロック）については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づきInventory管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>• 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p> <p>• 既認可事項の反映（附則第3項）</p> <p>• 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> (新燃料の貯蔵) 第93条 技術第二課長及び保修第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p><中 略></p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>図 93-1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p>使用済燃料ピットB</p> <p>使用済燃料ピットA</p> <table border="1" data-bbox="970 421 1161 1169"> <tr> <td colspan="2">貯蔵可能な燃料</td> </tr> <tr> <td>□：領域1</td> <td>全ての燃料 <ul style="list-style-type: none"> ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) 初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 </td> </tr> <tr> <td>■：領域2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) </td> </tr> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) として管理する。</p>	貯蔵可能な燃料		□：領域1	全ての燃料 <ul style="list-style-type: none"> ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) 初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 	■：領域2	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) 	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>
貯蔵可能な燃料								
□：領域1	全ての燃料 <ul style="list-style-type: none"> ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) 初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 							
■：領域2	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) 							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第 4 項 従前の例> (燃料の取替等) 第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>4 保修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき取納することで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">< 以下、省略 ></p>	<p>・ 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考										
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> (使用済燃料の貯蔵) 第96条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p><中 略></p> <p>(10) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(11) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第1項(10)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表96-1</p> <table border="1" data-bbox="880 629 999 1200"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉^{※1}、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉^{※1}、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉 ^{※1} 、4号炉	2号炉	2号炉 ^{※1} 、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット											
1号炉	1号炉 ^{※1} 、4号炉											
2号炉	2号炉 ^{※1} 、4号炉											
3号炉	3号炉											
4号炉	4号炉											